

改定（令和８年８月１日）

川崎市 公共建築工事積算基準等の運用

令和８年８月版

川崎市まちづくり局施設整備部

目 次

第1編 共通事項

1 目 的	1
2 工事費の構成	2
3 内訳書作成時の留意事項.....	11

第2編 共通費

第1章 一般事項	12
第2章 共通仮設費	16
第3章 現場管理費	22
第4章 一般管理費等	24

第3編 単価及び価格

第1章 単価の取り扱い	26
第2章 工事の一時中止に伴う増加費用	32

第4編 建築工事

第1章 共通事項.....	33
---------------	----

第2章 新営工事

第1項 仮設	33
第2項 土工	37
第3項 地業	38
第4項 鉄筋	39
第5項 コンクリート.....	40
第6項 型枠	40
第7項 鉄骨	41
第8項 既製コンクリート	42
第9項 防水	43
第10項 タイル	43
第11項 屋根及びとい	43
第12項 金属	43
第13項 左官	43
第14項 建具	44
第15項 塗装	44
第16項 内外装	44
第17項 仕上ユニット.....	45
第18項 排水.....	45
第19項 構内舗装.....	45
第20項 植栽	46

第3章 改修工事

第1項	仮設（改修）	47
第2項	撤去	48
第3項	防水改修	49
第4項	外壁改修	49
第5項	建具改修	49
第6項	内装改修	49
第7項	塗装改修	50
第8項	耐震改修	50
第9項	環境配慮改修	50

第5編 電気設備工事

第1章 新営工事

第1項	共通工事	51
第2項	電力設備工事	54
第3項	通信・情報設備工事	55

第2章 改修工事

第1項	共通工事（改修）	56
第2項	電気設備工事（改修）	57
第3項	撤去工事	57
第4項	機器搬出	58
第5項	はつり工事	58

第6編 機械設備工事

第1章 新営工事

第1項	共通工事	59
第2項	空気調和設備工事	64
第3項	自動制御設備工事	65
第4項	給排水衛生設備工事	66

第2章 改修工事

第1項	共通工事（改修）	66
第2項	空気調和設備工事（改修）	67
第3項	給排水衛生設備工事（改修）	67
第4項	撤去工事	67

第7編 昇降機設備工事

第1章 新営工事

第1項	共通工事	69
-----	------	----

第2章 改修工事

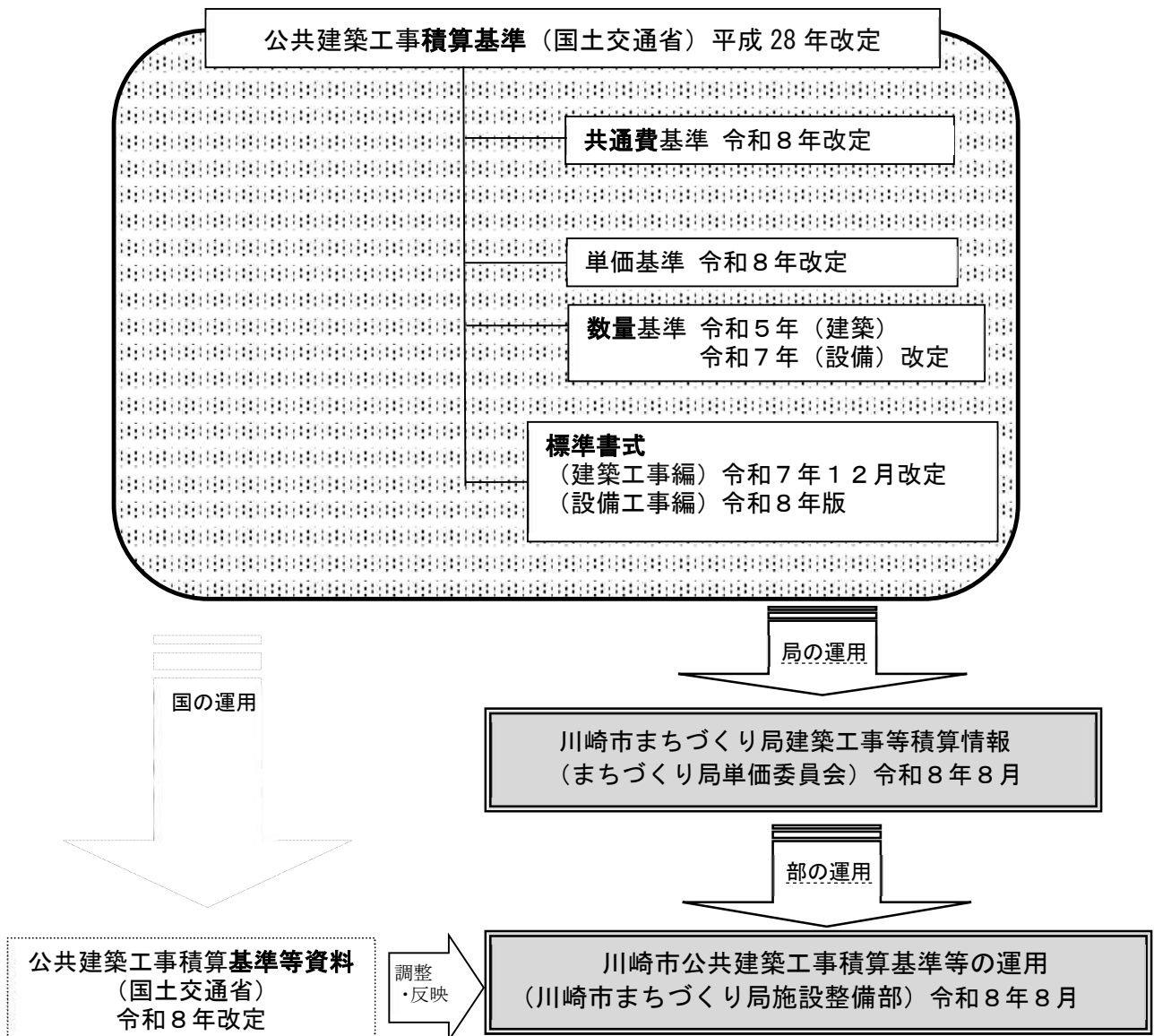
第1項	共通工事	69
第2項	撤去工事	69

第１編 共通事項

１ 目的

本運用は、適正な工事費の積算に用いることを目的に、川崎市まちづくり局施設整備部として「公共建築工事積算基準（平成２８年１２月版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の運用を定めたものである。

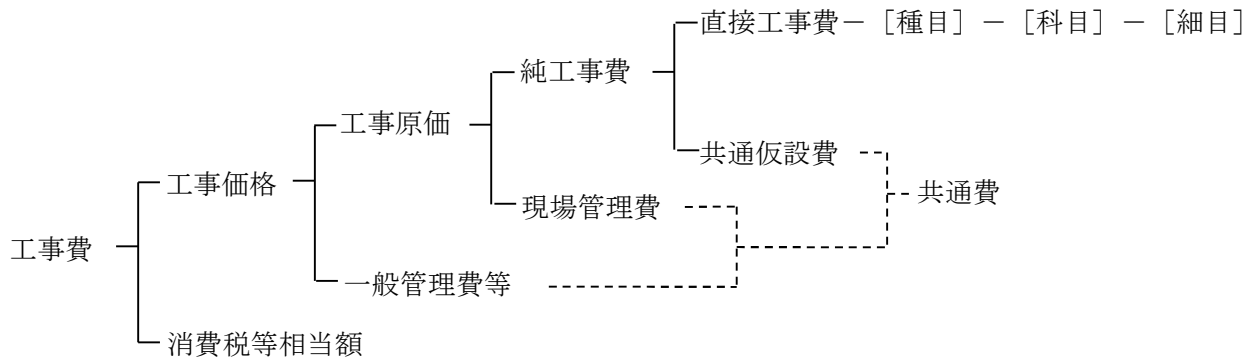
なお、「公共建築工事共通費積算基準」を「共通費基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」を「単価基準」、「公共建築（設備）数量積算基準」を「数量基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」（建築工事編・設備工事編）を「標準書式」とする。



２ 工事費の構成

（１） 工事費の構成

新営工事（新築及び増築）、改修工事（建築物等の模様替え及び修繕）における直接工事費の構成は、次のとおりとする。なお、専門工事を単独で発注する工事については、「専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領」（川崎市まちづくり局）による



【新営工事】

《 》の細目は必要に応じて記載

	[種目]	[科目]
直接工事費	建 築	直接仮設
		土工
		地業
		鉄筋
		コンクリート
		型枠
		鉄骨
		既製コンクリート
		防水
		石
		タイル
		木
		屋根及びとい
		金属
		左官
		建具（金属製建具）
		建具（木製建具）
		建具（ガラス）
		カーテンウォール
		塗装
		内外装
		ユニット及びその他
		発生材処理
		その他（注：工事を実施する主たる工事の種目に記載）
	《設 備》	電気
		空調
		衛生
		昇降機
		機械
		その他設備
	屋外施設等（囲障、構内舗装、屋外排水、植栽等）	
	《とりこわし》（建築物等の解体施工を行う工事）	

【改修工事】

《 》の細目は必要に応じて記載

	[種目]	[科目]	[中科目]	[細 目]	
直接工事費	建 築	直接仮設			
		防水改修	撤 去	外部防水 内部防水	
			改 修	外部防水 内部防水	
		外壁改修	撤 去		
			改 修		
		建具改修	撤 去		
			改 修	アルミニウム製建具 樹 脂 製 建 具 鋼 製 建 具 鋼 製 軽 量 建 具 ステンレス製建具 木 製 建 具 自動ドア開閉装置 シャッター オーバーヘッドドア ガ ラ ス そ の 他	
		内装改修	撤 去		
			改 修	床 幅木・壁 天 井 その他	
		塗装改修	改 修	外部塗装 内部塗装	
		耐震（躯体）改修	撤 去		
			改 修	鉄 筋 コンクリート 型 枠 鉄 骨 その他	
		環境配慮改修	撤 去		
			改 修	屋上緑化	
		発生材処理	運 搬		
			処 分		
		その他（注：工事を実施する主たる工事の種目に記載）			
		《設 備》	電 気		
			空 調		
			衛 生		
			昇 降 機		
	機 械				
		その他設備			
	屋外施設等				

<工事内訳書における科目・中科目・細目の設定>

【新営工事】

科目	中科目	細目
直接仮設		
土工		
地業	地業	
	既製コンクリート杭	
	鋼杭	
	場所打ちコンクリート杭	
鉄 筋	躯体	
	外部仕上	
	内部仕上	
コンクリート	躯体	
	外部仕上	
	内部仕上	
型 枠	躯体	
	外部仕上	
	内部仕上	
鉄 骨	本体鉄骨	鋼材
		加工組立建方
	付帯鉄骨等	
	耐火被覆	
既製コンクリート	外部	
	内部	
防 水	外部	
	内部	
石	外部	
	内部	
タイル	外部	
	内部	
木	躯体	
	部位別	
	部材別	
屋根及びとい	外部	
	内部	
金 属	外部	
	内部	
左 官	外部	
	内部	
建 具（金属製建具）	アルミニウム製建具	
	樹脂製建具	
	鋼製建具	
	鋼製軽量建具	
	ステンレス製建具	
	自動ドア開閉装置	
	シャッター	
	オーバーヘッドドア	
建 具（木製建具）		
建 具（ガ ラ ス）		
カーテンウォール	メタルカーテンウォール	
	P Cカーテンウォール	
塗 装	外部	
	内部	
内外装	外部	
	内部	

川崎市公共建築工事積算基準等の運用（令和８年８月版）

ユニット及びその他	外部	
	内部	
発生材処理	運搬	
	処分	
その他		猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用

【改修工事】

科目	中科目	細目
直接仮設		
防水改修	撤去	外部防水
		内部防水
	改修	外部防水
		内部防水
外壁改修	撤去	
	改修	
建具改修	撤去	
	改修	アルミニウム製建具
		樹脂製建具
		鋼製建具
		鋼製軽量建具
		ステンレス製建具
		木製建具
		自動ドア開閉装置
		シャッター
		オーバーヘッドドア
		ガラス
		その他
内装改修	撤去	
	改修	床
		幅木・壁
		天井
		その他
塗装改修	改修	外部塗装
		内部塗装
耐震（躯体）改修	撤去	
	改修	鉄筋
		コンクリート
		型枠
		鉄骨
		その他
環境配慮改修	撤去	
	改修	屋上緑化
発生材処理	運搬	
	処分	
その他		猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用

（２）工事費の区分

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

① 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、工事種目ごとに区分して計上する。

② 共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）

ア 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

イ 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

ウ 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

③ 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

（３）単価の種類・RIBC単価コード

まちづくり局単価として定める単価の種類及び単価コードは以下のとおりとする。

建築単価コード **B**、電気単価コード **E**、機械単価コード **M**

B0：国交省や協議会の歩掛りによる単価、市場単価、単位施工単価

B1・B2・B3：まちづくり局独自の新営・改修・専門工事単価

B4：委託単価（家屋調査・地質調査・委託に関する市場単価）

B6：主要資材単価等（主要資材、その他資材（植栽（芝・地被・支柱等・植栽手間除く）））

E0：上記**B0**による電気設備単価 **E1**：まちづくり局独自の電気設備単価

M0：上記**B0**による機械設備単価 **M1**：まちづくり局独自の機械設備単価

※ 労務単価は、公共工事設計労務単価（川崎市建設緑政局）を標準とする。ただし、材工共の見積りの場合は見積りによる。

※ 「建設物価」「積算資料」「建築コスト情報」「建築施工単価」を「物価資料」という。

① 主要資材単価（単価コード**B 6**）

主要資材単価は、市場取引されている主要資材の材料単価をいう。なお、主要資材とは、取引数量が多く常に市場取引価格の変動がある「鉄筋」「コンクリート」「鉄骨」「鉄スクラップ」とする。

② 市場単価（単価コード**B 0 / E 0 / M 0**）

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく、単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。

物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

③ 単位施工単価（単価コード**B 0**）

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりが必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下、「ベース単価」という）は、⑤イ複合単価の算定方法により算定する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下、「シフト単価」という）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、調整して算定する。

ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。

物価資料に掲載されている都市区分の優先順位は、⑥アによる。

④ 補正市場単価（単価コード**B 0 / E 0 / M 0**）

市場単価は、歩掛りのない材工単価であるため、市場単価を操作して独自代価を作成することはできないが、その掲載条件が一部異なる場合に、類似の市場単価を適切に補正し算定することができる。（補正市場単価への補正については、第３編第１章１を参照）

⑤ 標準単価（単価コード**B 0 ・ B 1 ・ B 2 ・ B 3 / E 0 ・ E 1 / M 0 ・ M 1**）

標準単価とは、原則として、次の文献の歩掛り等を根拠に作成した単価である。

- １）公共建築工事積算基準
- ２）公共建築工事標準単価積算基準
- ３）公共建築工事積算研究会参考歩掛り
- ４）営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り
- ５）営繕積算システム等開発利用協議会参考資料
- ６）物価資料単価（建設物価、積算資料、建築コスト情報、建築施工単価）
- ７）見積単価

ア 標準単価には、複合単価・材料単価・労務単価の３種類がある。

イ 複合単価とは、材料、労務、機械器具、専門工事業者等の諸経費等の各要素と単位施工当たり
に必要とされる数量から構成される歩掛りに、材料単価、労務単価、機械器具費、仮設材費、専門
工事業者等の諸経費を乗じて算定した単価をいう。

ウ 材料単価とは、主要資材（鉄筋、コンクリート、鉄骨、鉄スクラップ）を除く、杭等の資材並
びに仮設材の損料あるいは賃料等の単価をいう。

原則、積算時の現場渡し価格として、「建設物価」「積算資料」の掲載価格、製造業者の見積価
格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定める。

エ 労務単価とは、施工に必要な労務費をいい、機械運転労務費や小運搬などの補助的作業に従事
する労務費を含む。

労務単価は、川崎市建設緑政局が公表している「令和８年度公共工事設計労務単価表」によ
る。（「時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価」は第３編第１章を参照）

オ 機械器具費とは、施工機械の損料、賃料、燃料費、消耗品費、工具損料、機械の組立・解体
費、現場搬入・搬出のための機械・工具等の運搬費をいう。

カ 仮設材費とは、足場、仮囲いのネット等の仮設材の単価をいい、物価資料の掲載価格等による
賃料または材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

キ 専門工事業者等の諸経費は、専門工事業者等の現場管理費及び一般管理費等であり、表２によ
る。

専門工事業者等の諸経費は、材料、労務、機械器具の各要素に対して率を乗じ、その合計により
算定する。

表２ 専門工事業者の諸経費

現場管理費	工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。 労務管理費（安全、衛生に要する費用を含む）、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費（法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額）、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、小器材の損耗費その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

⑥ 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、専門工事業者等の諸経費を考慮のうえ、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考として定める。

ア 物価資料を比較し、掲載されている実勢価格の平均値を採用する。なお、物価資料に掲載されている都市区分の優先順位は次による。

１）川 崎 ２）横 浜 ３）東 京 ４）関 東 ５）全 国

イ カatalogにより単価を決定する場合については、掲載価格の比較を踏まえ、その最低価格を基に実勢を勘案した上で決定する。

ウ メーカー、工事業者等に見積りにより単価を決定する場合については、次により採用した最低価格を基に実勢を勘案した上で決定する。

a 原則として３社以上から取り寄せ、最低価格を採用する。そのうち、価格が異常と思われる見積りは除外し、別の業者に見積りを依頼し、可能な限り３社比較が出来る様、見積り比較を適切に行う。

b 書式については、「標準書式」を参考とし、見積条件を明確にする。

なお、見積書徴取の取り扱いは、別添「建築工事に係る見積書の徴取要領」（川崎市まちづくり局施設整備部）による。

c 見積単価を採用する場合、設計数量、工事規模等に応じて最低価格を参考とする。

採用方式は、トータル方式（総合で最低価格を採用）とチドリ方式（個別で最低価格を採用）とがあるが、基本的にはトータル方式を採用する。

（４）単価の適用

ア 主要資材単価は、単価改定月の前月号（採用月）の「建設物価」及び「積算資料」に掲載されている価格を参考として、原則、毎月改定を行う（主要資材単価の鉄筋単価、鋼材単価は、割増率及びスクラップを踏まえた単価となっているため注意する事）。

イ 市場単価は、単価改定月における最新号の「建築コスト情報」及び「建築施工単価」に掲載されている市場単価（黄緑色紙面）を参考として、原則、年４回（８、１１、２、５月）改定を行う。

ウ 標準単価、単位施工単価については、毎月改定を行う。（ただし、「単位施工単価を構成する建築工事単位施工単価の部分」は、市場単価と同様、年４回の改定とする。）なお、国土交通省において公共工事設計労務単価等の改定（特例措置含む）が実施された場合は、その適用月に労務単価の改定を行う。

エ 材料単価については、各改定月の前月号の「建設物価」及び「積算資料」に掲載されている価格を参考に設定する。

オ 材工共単価については、各改定月における最新号の「建築コスト情報」及び「建築施工単価」に掲載されている価格を参考に設定する。

カ 労務単価は、川崎市建設緑政局が公表している「令和８年度公共工事設計労務単価表」による。（公共工事設計労務単価として設定に至らなかった単価〔国交省通知〕を含む。）

キ 専門工事業者等の諸経費の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

専門工事業者等の諸経費の率（中間値）

率を乗ずる歩掛りの対象	率
労務費（労）	４７％
材料費、消耗材料費等（労以外）	１１％

ク 標準単価のうち、「建築コスト情報」「建築施工単価」に掲載される価格（材工共）を参考に設定したものの取扱は、第１編２（３）⑥による。

ケ 上記ア～ク以外の単価を用いる場合、見積り等を参考に単価を設定する。

（５）歩掛り

歩掛りとは、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工あたりに必要とされる数量から構成されるものをいう。

「単価基準」に基づき、歩掛りにおける基本的な構成は次による。

ア 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（端材等）を考慮した割増しを含む。

イ 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

ウ 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

エ 専門工事業者等の諸経費（標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の表中においては、「諸経費」という。）

専門工事業者等の諸経費の率は、表３によることを基本とする。

表３ 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛り等の対象	率	備 考
労務費（労）※	４２～５２％	
材料費、消耗材料費等（労以外）※	９～１３％	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛りの表中において、（労）、（労以外）の略称により、率を乗ずる歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合においては、表中の「率を乗ずる歩掛りの区分」に準じて率を乗ずる。

３ 内訳書作成時の留意事項

内訳書作成は、設計図、仕様書及び数量積算基準等の諸基準に基づいて適切に行うことが必要であるが、特に次の事項については十分留意する。

（１）工事科目分類とその順序

設計書における工事科目の分類とその順序は、第１編２（１）により、原則、中科目まで設定する（内訳書への添付については、必要に応じて行う）。

（２）営繕積算システム RIBC2 の代価表と別紙明細

ア 代価とは、単位数量あたりの複合単価を作成するためのもので、所定の歩掛りに各項目の材料単価や労務単価等乗じて合計したものをいう。

なお、まちづくり局単価以外の単価を使用する場合、代価表にてその単価を作成する。

イ 別紙明細とは、内訳書に一式計上する細目の根拠で、単価と数量を乗じて得た金額の単独あるいは複数を合計したものをいう。

第２編 共通費

第１章 一般事項

１ 共通費の内容等

共通費は、「共通仮設費」「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ「共通費基準」表－１～４の内容を一式として計上する。

（１）処分費の取り扱い

建設発生土及び発生材処分費用（以下、「発生材処分費」）は、建設発生土及び発生材の処分に係る費用のみが対象であり、建設発生土及び発生材の運搬費及び積込費は含まない。なお、建設発生土及び発生材の運搬費及び積込費は、「一般工事（新営工事、改修工事）」に含まれる。

２ 専門工事を単独で発注する場合の共通費等

専門工事を単独で発注する場合の共通費は、別添「専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領」（以下、「要領」という。）により算定する。

（１）防水と塗装は一の専門工事とする。

（２）防水と塗装を一の専門工事として、単独で発注する場合の主たる工事は、直接工事費の高い科目とする。

（３）前号における直接工事費の算定において、特定の科目専用の直接仮設に係る費用は、当該特定科目の一部として計上する。

（４）要領及び第１号～第３号における算定方法例は、表２－２のとおり、次による。

$A_2 + B_2 > D_3 \times 70\%$ の場合 … 専門工事とする

$A_3 > B_3$ の場合 … 塗装を主たる専門工事とする

表２－２

	塗装	防水	その他	計
科目専用の直接仮設	A_1	B_1	C_1	D_1
科目別工事費	A_2	B_2	C_2	D_2
計（直接工事費）	A_3	B_3	C_3	D_3

※専門工事において、処分費の共通費区分は「処分費」とする。

3 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

- （１）共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- （２）共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。
- （３）積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
- （４）一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- （５）新営工事と改修工事の工期が異なる場合（指定部分、指定部分以外）の共通仮設費率及び現場管理費率の算定は、原則として工事全体の工期を基に算定する。

4 同一敷地内又は別敷地において複数の工事を一括して発注する場合について

- （１）共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は別敷地を一括して算定する。
- （２）共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は別敷地の直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率とする。
- （３）一般管理費等率も同様に、同一敷地全体又は別敷地の工事原価の合計額に対する一般管理費等率とする。

5 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

- （１）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する工事における、共通仮設費及び現場管理費の算定は、原則として、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計により算定する。

建築工事・電気設備工事・機械設備工事、それぞれ工事種別ごとの共通費を計上する場合の内訳書構成

	工事種別内訳書	共通費の区分
直接 工事 費	建 築 工 事	建 築 工 事
	電 気 設 備 工 事	電 気 設 備 工 事
	機 械 設 備 工 事	機 械 設 備 工 事

ただし、主たる工事（発注時の工事種別「一般競争入札実施工事概要書」の「業種」をいう。）以外のいずれかの工事が以下の条件の場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

①主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、４００万円以下の場合

②工事内容及び工事費から判断して、「主たる工事に必要な付帯工事」を単独で「工事費」、「工事種別」に計上する必要がない場合

※１工事内容とは、例として、設備工事を発注し、別途発注の関連工事（建築工事）がない場合で直接仮設工事の足場等が必要な工事項目等

※２工事費とは、付帯工事費が著しく少額な場合（数千円～数十万円単位）や、機器設置のみの工事等共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

- （２）積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。
- （３）一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。

６ 指定部分及び指定部分工期

設計図書等に指定部分及び指定部分工期が明示されている場合であっても、共通仮設費及び現場管理費の算定は、原則として、指定部分工期を考慮せず、全体の工期Ｔにて算定を行う。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

７ 本来一体とすべき工事を分割した場合の算定

- （１）本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、後工事）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下、前工事）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。
- （２）後工事の工事費は、後工事の設計金額に前工事の落札率をかけて算定する。

８ 共通費の率算定に用いる工期（Ｔ）に変更が生じた場合について

次の場合には、原則として共通費の率の変更を行わない。

- （１）受注者の創意工夫等により工期が短縮され、設計時に想定した工事完成日以前に完成した場合。
- （２）天候不良など、発注者及び受注者のいずれの責によらず工期延期が必要となった場合。
- （３）入札手続きの都合により、設計時に想定した契約日と相違が生じた場合。

９ 営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定について

- （１）猛暑による作業不能日数

令和８年度に発注の猛暑による作業不能日数は７日間を見込んでいる。

（令和８年４月から令和８年１０月までの期間までの全ての期間を工期に含む場合）

作業不能日数の算定は、工期の始期・終期及び期間（総日数）により異なる。

余裕期間を設定した場合を除き、工期の始期は着手日とする。

- （２）猛暑による作業不能日数の算定の対象

環境省が公表する関東地方_神奈川_横浜地点におけるWBGT値が３１以上

作業不能日数の算定については、「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針」（国交省）による。

- （３）工期の変更に係る取扱い

作業不能日数の算定結果が当初見込みを著しく乖離した場合には、工期の延長変更を協議することができる。

協議の結果、必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更する。

- （４）営繕工事における猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法について

１）対象工事

設計年月が令和８年８月以降の工事で、環境省が公表する地点（関東地方・神奈川・横浜）におけるWBGT値が３１以上の猛暑による作業不能日数の算定期間（４月から１０月）を含む工事

２）計算方法

工事特記仕様書に記載の作業不能日数により、猛暑による労務費の増加費用を算定し、直接工事費に計上する。

$$\text{猛暑による労務費の増加費用} = \text{工事価格} \times \text{標準的な労務費構成割合} \\ \times \frac{\text{作業不能日数（日）}}{\text{工期（T）（日）} - \text{作業不能日数（日）}} \times 1.47$$

作業不能日数は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し、公表する横浜地点における WBGT 値が 31 以上となった時間を日数換算したものであり、「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」による。標準的な労務費構成割合は、下記による。

標準的な労務費構成割合

居住専用住宅	事務所	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	8.59%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

※事務所に含まれる建物例：保健所、消防署

３）計上方法

種目別内訳書

- ・複数の工事（建築、電気、機械工事）を一括して発注する場合は主たる工事
- ・１の工事に複数の建築物がある場合は、主要建築物

科目別内訳書の名称は「その他」とする。

単価（細目別・別紙・代価表）名称等は、「猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用」とし、「一式」で計上する。

４）増加費用算定日数の変更についての取扱い

工事発注当初に見込んでいた日数及び労務費が著しく乖離する場合に、受発注者間において協議し、必要に応じて、工期及び請負代金を変更する。

設計変更及び協議の対象とする作業不能日数、労務費の増額に関する請求期限は、工期末の 2 か月前までとする。

複数年にまたがる契約工期の設計変更及び協議の対象は当該年度とし、請求期限は当該年度末の 2 か月前までとする。

第 2 章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定方法

- （１）共通仮設費の算定は、共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

$$\text{共通仮設費} = (\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

- （２）共通仮設費率による算定

ア 共通仮設費率の算定に用いる T（工期）は、設計時に想定した契約日より工事完成日までとする。月単位の換算は、各月の日数の和を 30 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。

設計図書に工期の始期が明示されている場合、その始期から工期末までの日数を 30 日／月にて除し、この値を T（工期）として共通仮設費率を算出する。

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いる T（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

余裕期間制度の活用により、設計図書に余裕期間を設定した場合は、共通仮設費率の算定に用いる T（工期）には、余裕期間を含まない。

イ 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において「共通費基準」2（3）表－5 に挙げる監理事務所（監督員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（Kr）に以下の補正率を乗じる。ただし、「発生材処分費」には適用しない。

直接工事費	1000 万円未満	1000 万以上 50 億円以下	50 億円を超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{LogeP}$	0.988
P は、公共建築工事共通費基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1）補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2）設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の Kr に乗じる。			

ウ とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

エ 電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事（以下、設備工事）について、「共通費基準」の２（３）表－６より、監理事務所は共通仮設費率に含まれないため、監理事務所（監督員事務所）を設けない場合、共通仮設費率の補正は行わない。なお、監理事務所を設ける場合、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

オ 既存施設を監理事務所（監督員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

カ 建築工事を主たる工事、設備工事を含み工事として監理事務所を設けない場合、建築工事のみ上記アの補正を行い、設備工事の共通仮設費率に対して、監理事務所（監督員事務所）の補正は行わない。なお、監理事務所を設ける場合、建築工事においては補正を行わず、設備工事においては共通仮設費の積み上げは行わない。

キ 設備工事のいずれかを主たる工事、建築工事を含み工事として監理事務所を設けない場合、設備工事の補正は行わず、建築工事の共通仮設費率に対して、上記アの補正を行う。なお、監理事務所を設ける場合、設備工事においては、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げ、建築工事においては上記アの補正を行う。

ク 現場事務所を設けないことによる共通仮設費率の補正は行わない。

共通仮設費率の留意事項

ア 道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第３９条において、「道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収をおこなわないこととされている。

道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

イ 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なもの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

ウ 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・「新営工事」は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）
- ・「改修工事」は既存設備からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）

- ・本受電後の電力基本料金については、原則として受注者の負担とする。また、上下水道及びガス料金の本設の支払いについても同様とする。なお、これらが無償の場合でも、率の補正は行わない。

（３）積み上げによる共通仮設費の算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

① 準備費

敷地測量、仮設用借地料、境界杭保全、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用

② 仮設建物費

ア 設計図書による現場環境改善費用

イ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督員事務所）

※、備品等の費用

ウ 建築工事における、監理事務所（監督員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

③ 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

④ 環境安全費

工事現場（施設）の交通誘導員に要する費用であり、労務単価は、警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員及び二級検定合格警備員である交通誘導員（一級・二級検定合格警備員）、または、上記以外の交通の誘導に従事する者である交通誘導員を採用する（まちづくり局単価において、仮設工事における「その他」の率を準用し、法定福利費を計上済。交通誘導員（一級・二級検定合格警備員）の配置基準については、神奈川県警ＨＰ「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置路線について」を参照）。

なお、工期に対する両交通誘導員の採用期間については、工事現場の状況、工事の内容、近隣住民の要望等を考慮の上、設定するものとするが、１月ごとの計上は２２日／月を標準とする。

台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

⑤ 工事場所以外の屋外整理清掃費

除雪に要する費用

⑥ 新たな施策等の試行による特別な費用

⑦ 機械器具費

ア 「新営工事」における荷揚げ用重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は表２－１～５を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

イ 「改修工事」における荷揚げ用重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

⑧ 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

- （共通事項）
1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
 2. R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
 3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
 4. $N = \text{階数}$
 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
 7. 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を 16 t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
 8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
 9. 表2-1～2-5の残置日数に回送等に要する日数を含む。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存 置 日 数	備 考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存 置 日 数	備 考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存 置 日 数			備 考
		100 m^2 未満	300 m^2 未満	500 m^2 未満	
P 1	25 t	4	5	6	

表２－４ 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存 置 日 数	備 考
1	1 6 t	2. 3 × A	
2	1 6 t	5. 4 × A	
3	1 6 t	8. 5 × A	
4	ロングスパン工事用 エレベータ 1 t 未満	1 8. 5 × N + 4 0. 5	建築面積 1, 0 0 0 m ² ごとに 1 台
5	ロングスパン工事用 エレベータ 1 t 未満	1 8. 5 × N + 4 0. 5	建築面積 1, 0 0 0 m ² ごとに 1 台

表２－５ 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存 置 日 数	備 考
B 1	1 6 t	6. 4 × A	

⑨ 試験費等

ア 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

なお、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張試験及び超音波探傷試験）は共通仮設費率に含まれ、あと施工アンカー引張試験費は共通仮設費に含まれず、直接工事費に計上する。

（積み上げによる試験費の例）

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・P C B 含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場 C B R 試験
- ・土砂検定費
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費

イ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・ＰＣＢ含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

⑩ 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

⑪ 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の積み上げによる共通仮設費については、第２編第１章７による。

２ 処分費の取扱い

発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第３章 現場管理費

１ 現場管理費の算定方法

（１）現場管理費の算定式

現場管理費の算定は、現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

現場管理費 ＝（純工事費×現場管理費率）＋ 積み上げによる現場管理費

（２）率による現場管理費の算定

① 一般工事

ア 「一般工事」の現場管理費は、「一般工事」の純工事費から発生材処分費と「鉄骨工事」の純工事費を除いた額に「一般工事」の現場管理費率を乗じて算定する。

イ 「一般工事」の現場管理費率（Jo%）を算定する場合の純工事費は、全体の純工事費から発生材処分費を減じた額とする。

算定方法は、「共通費基準」別表－８から別表－１４によるものとする。

ウ 現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）は、設計時に想定した契約日より工事完成日までとする。月単位の換算は、各月の日数の和を３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。

設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を３０日／月にて除し、この値をＴ（工期）として現場管理費率を算出する。

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由に工期延伸する期間を含まない。

余裕期間制度の活用により、設計図書に余裕期間を設定した場合は、共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）には、余裕期間を含まない。

② 「とりこわし工事」を含める場合

ア とりこわし工事は新営工事に含めて算定する。

③ 純工事費が共通費基準 別表（注３）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

④ 現場管理費率の留意事項

ア 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。

- ・ 検査、試験の支援に要する費用
- ・ 施工図作成の支援に要する費用
- ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・ 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
 - ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
 - ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

（３） 積み上げによる現場管理費の算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

① 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

２ 処分費の取扱い

発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費を算定しない。

第４章 一般管理費等

１ 一般管理費等の算定方法

（１）一般管理費等の算定式

一般管理費等は、一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費の加算等を行い算定する。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（＋契約保証費）＋積み上げによる一般管理費等
ア 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が３５％以下の場合の一般管理費等率は、表３－１の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表３－１ 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分（％）	補正係数
０から５以下	１．０５
５を超え１５以下	１．０４
１５を超え２５以下	１．０３
２５を超え３５以下	１．０１

（２）一般管理費等の算定

ア 一般管理費等は、表－３一般管理費及び表－４付加利益等の内容について、工事原価に対する比率により算定する。一般管理費等率は、別表－１５による。

別表－１５ 一般管理費等率（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	２０．１１％	一般管理費等率算定式により算定された率	９．３４％
算定式			
$G_p = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$			
ただし、 G_p ：一般管理費等率（％）			
C_p ：工事原価（千円）			
注１． G_p の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

イ 新営工事と改修工事を一括して発注する場合については、一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理等率により算定する。

（３）契約保証費について

契約保証費については、工事原価に表３－２による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。また、契約保証に係る一般管理費の補正の取扱いについて表３－３のとおり定める。

ただし、設計変更においては、契約保証費の加算は行わない。

表３－２ 契約保証費に関する一般管理費等率の補正值

内 容	補正值(%)
保証の方法１：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (川崎市工事請負契約約款第４条を採用する場合)	０．０４
保証の方法２：上記以外の場合	補正しない

※契約保証のうち、保証の方法２の具体例は以下のとおり

予算決算及び会計令第１００条の２第１項第１号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

表３－３ 契約保証に係る一般管理費の補正の取扱いについて

項 目	取 扱 い
１ 対象額について	設計金額が５００万円（消費税含）を超えるとき。
２ 落札後について	５００万円以下となっても減額変更の対象としない。
３ 合併工事について	工事内訳書の合計金額が５００万円を超えるときは、それぞれ補正する。
４ 工事内訳書への記載について	工事内訳書(金入り)に記載表示すること。

第3編 単価及び価格

第1章 単価の取り扱い

1 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

（1）価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。

なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当社印は省略可。

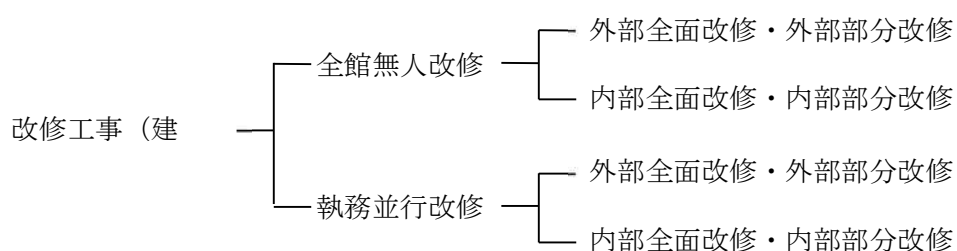
（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

2 改修工事の取り扱い

（1）改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

① 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



② 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

ア 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

イ 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

③ 部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

ア 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

イ 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

ウ 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

エ 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

（２）改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正

① 全館無人改修の場合は、複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価、補正単位施工単価のほか参考歩掛り等を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。

② 執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行う事を前提として、表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。

著しく作業効率が悪い場合においては、表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１によらず、実状を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。

単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに算定する。

表Ａ－１ 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工 種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率	
仮設、土工、地業、鉄筋、コンクリート、型枠、鉄骨、左官（仕上塗材仕上）、排水、構内舗装、植栽、仮設（改修）、撤去、外壁改修、とりこわし	—	—	—
既製コンクリート、石、タイル、木工、屋根及びとい、仕上ユニット	１５％増し	—	—
防水	１５％増し	防水	1.07
		防水（シーリング）	1.13
金属	１５％増し	金属	1.08
左官（仕上塗材仕上以外）	１５％増し	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14
建具	１５％増し	建具（ガラス）	1.09
		建具（シーリング）	1.14
塗装（改修標仕仕様）	１５％増し	塗装（改修標仕仕様）	1.14
内外装	１５％増し	内外装	1.11
		内外装（ビニル床材）	1.08

注）—は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す

表Ｅ－１ 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工 種	複合単価、単位施工 単価、補正単位施工 単価の労務の所要 量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率	
配管工事	２０％増し	電線管、２種金属線ぴ 及び同ボックス	１．１８
		ケーブルラック	１．１４
		位置ボックス及び位置ボ ックス用ボンディング	１．１７
		プルボックス	１．１２
		プルボックス用接地端子	１．００
		防火区画貫通処理 ケー ブルラック用 (壁・床)	１．１３
		防火区画貫通処理 金 属管・丸型用	１．０５
		(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	１．１４
配線工事	２０％増し	６００Ｖ 絶縁電線及び ６００Ｖ 絶縁ケーブル	１．１６
接地工事（屋内）塗装工事、機器搬入、電灯設備、動力設備、雷保 護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、構内交換設備、情報表示・拡 声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、火 災報知設備、再取付け、機器搬出、はつり工事	２０％増し	—	—
接地工事（屋外）	—	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属 製)	—
架空線路、地中線路 撤去（再使用しない） 撤去（再使用する）	—	—	—

注）—は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

表M－１ 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工 種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
配管工事（屋内一般、機械室・便所）	２０％増し	—	—	屋上及び外壁施工含む
配線工事（屋外・共同溝）、配管工事（地中）、土工事、桷類、インバート改修、撤去（再使用する・再使用しない）	—	—	—	
配管附属品、塗装及び防錆工事、機器搬入、総合調整、機器類の据付、配管分断・切断、機器搬出、はつり工事、ダクト端部閉塞、再取付け	２０％増し	—	—	
保温工事	２０％増し	配管用、ダクト用及び消音内貼	1. 14	
コンクリート工事	２０％増し	—	—	屋内基礎等
ダクト設備	２０％増し	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1. 14	
ダクト附属品	２０％増し	既製品ボックス、制気口、ファン等を取付手間のみ	1. 20	
自動制御設備 消火設備（特殊消火を除く）	２０％増し	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備（ユニットを除く）	２０％増し	取付手間のみ	1. 20	

注）－は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

（３）改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

ア 荷揚げ用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。

イ 荷揚げ用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。

ウ 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。

エ 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

3 工事が僅少等の取扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

4 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

- (1) 「公共工事設計労務単価」（以下、「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の（別表－1 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数〈令和8年3月からの適用〉）による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちの4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

5 週休2日制確保モデル工事による労務費の補正

- (1) 川崎市週休2日制確保工事実施要領（営繕工事編）の改正に伴い、週休2日制確保モデル工事による労務費の補正は、令和8年8月1日以降の設計より実施しないものとする。

割増賃金の計上が必要な場合の労務費(割増賃金を含む総額)の計算例

(１) 時間外

- ①所定労働時間の８時間に加え、２時間の時間外労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

労務費(総額)＝単価＋単価×K(割増係数 1.25 の場合の値)×２時間

- ②所定労働時間の８時間に加えて４時間の時間外労働を行い、うち２時間が深夜の時間帯の場合

労務費(総額)＝単価＋単価×K(割増係数 1.25 の場合の値)×４時間＋単価×K(割増係数 0.25 の場合の値)×２時間

(２) 休日

- ①休日に８時間の労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

労務費(総額)＝単価×K(割増係数 1.35 の場合の値)×８時間

- ②休日に９時間の労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

労務費(総額)＝単価×K(割増係数 1.35 の場合の値)×９時間

- ③休日に１０時間の労働を行い、うち２時間が深夜の時間帯の場合

労務費(総額)＝単価×K(割増係数 1.35 の場合の値)×１０時間＋単価×K(割増係数 0.25 の場合の値)×２時間

(３) 深夜

- ①所定労働時間８時間の労働を行い、うち３時間が深夜の時間帯の場合

労務費(総額)＝単価＋単価×K(割増係数 0.25 の場合の値)×３時間

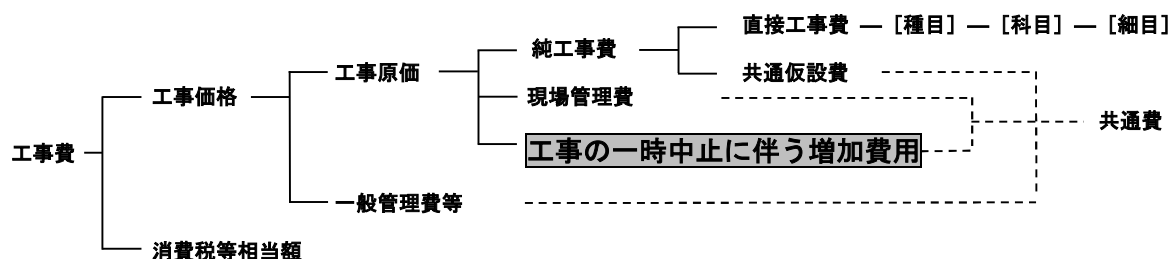
※割増係数は、労働基準法第３７条第１項及び第４項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

第２章 工事の一時中止に伴う増加費用

１ 工事の一時中止に伴う増加費用

- （１）工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。
- （２）工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。
- （３）工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。
 - （ア）工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。
 - （イ）工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。
 - （ウ）工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。
- （４）中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。
- （５）工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。
- （６）契約保証費にかかる補正を行わない。
- （７）中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。
- （８）増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第４編 建築工事

第１章 共通事項

１ 端数処理の運用について

工事費積算に係る数量の端数は、次の（１）（２）の規定により処理する。

（１）数量算出は、原則として次による。

ア 端数処理は、四捨五入とする。

イ 長さ、面積、体積の計算過程において、小数点以下第３位を四捨五入して小数点以下第２位までを記載する。ただし、木材の体積を算出する場合の計算過程は、小数点以下第５位を四捨五入して小数点第４位までとし、鉄筋・鋼材の質量を算出する場合の計算過程は、小数点以下第４位を四捨五入して小数点第３位までを記載する。

（２）工事内訳書への記載細目数量は、原則として、次による。

ア 小数点以下第２位を四捨五入して、小数点第１位とする。

ただし、数量が１００以上の場合は、小数点以下を四捨五入して、整数とする。

イ 木材については、小数点以下第３位を四捨五入して、小数点第２位までを記載する。

ウ 鉄筋・鋼材については、小数点以下第３位を四捨五入して、小数点第２位までを記載する。

第２章 新営工事

第１項 仮設

１ 一般事項

（１）設計書の直接仮設工事の各細目の金額は、特別な仮設を除き、任意仮設であるため原則としてそれぞれ一式計上する。（別紙明細にて作成し金額の端数処理は行わない。）

なお、設計変更に伴う工事費の変更は、原則として、施工条件の変更が伴う場合若しくは、指定仮設で設計図書等により記載内容が変更された場合とする。

（１） 外部足場、内部足場は、手すり先行方式枠組本足場を標準とする。

２ 単価及び価格

（共通仮設）

（１）仮囲い

ア 仮囲い鋼板にイメージアップのための塗装等が設計図書に明示された場合は、必要な費用を計上する。

（２）仮設鉄板敷

ア 仮設鉄板敷の整備費は、基本料に加え通常の使用で発生する反り等の復旧に係る費用を含む。

（３）移動式揚重機

ア 移動式揚重機に係る費用は、設置日数を別途算定し計上する。

イ トラッククレーンを標準とする。ただし、４．９ｔ吊を超え１００ｔ吊未満については、ラフテレーンクレーンとする。

ウ トラッククレーン１００ｔ吊以上に係る費用は、施工条件明示により専門工事業者からの見積価格等を参考に定める。

（直接仮設）

（１）遣方、墨出し及び養生・整理清掃後片付け

ア 鉄骨造の地上部は、**表Ａ１－１**により単価の補正を行う。なお、標準単価については、補正された単価となっている。

イ 鉄筋コンクリートと鉄骨鉄筋コンクリート造を標準とし、鉄骨造の墨出し及び養生・整理清掃後片付けを地下部分及び付帯部分（ドライエリア、ピロティ、ピット、外部階段、吹き抜け、バルコニー、外部廊下等）で使用する場合は、**表Ａ１－１**と**表Ａ１－２**により補正を行う。なお、標準単価については、補正された単価となっている。

（２）枠組本足場

ア 枠組本足場の設置の標準は、**表Ａ１－３**による。

イ 一般的な事務庁舎等の外部足場の設計供用日数は、**表Ａ１－４**による。ただし、建築面積の大小による補正を**表Ａ１－５**により行う。

ウ 屋根工事を伴う場合は、勾配毎に、開口部での作業及び滑落並びに踏抜きのおそれのある屋根面積相当分を屋根足場として計上する。

（３）内部躯体足場

ア 内部躯体足場（鉄筋・型枠足場 階高５．０ｍ未満）を単独階のみで使用する場合は設計供用日数は、３０日とする。

（４）内部仕上足場

ア 内部仕上足場（脚立足場 階高４．０ｍ以下）を単独階のみで使用する場合は設計供用日数は、３０日とする。

イ 内部仕上足場を設置するにあたり、階高が４．０ｍを超える場合は、設置面の形状等により枠組棚足場（階高４．０ｍ超）又は簡易型移動式足場を選択する。

（５）災害防止

ア 外部足場等に架設される災害防止（金網類、シート・ネット類）の存置期間は、原則として足場平均存置日数から１０日を減じた期間とする。

イ 安全手すりの存置期間は、表Ａ１－４の階数１の日数とする。

（６）仮設材運搬

ア 仮設材運搬用トラックの規格は４ｔ積を標準とする。ただし、規模や敷地条件等により２ｔ積を考慮する。

（７）その他

ア 単価基準「第２編 第１章 第１節 表Ａ１－１－１９」の「転用階数」とは、足場を転用しながら設置する延べ階数をいう。

表Ａ１－１ 墨出し及び養生・整理清掃後片付けの建物構造による単価補正

名称	鉄骨造（地上階）	備考
墨出し	80%	
養生・整理清掃後片づけ	80%	

表Ａ１－２ 墨出し及び養生・整理清掃後片付けの地下階及び付帯部分に使用する単価補正

名称	一般	複雑	小規模
地下階	110%	110%	110%
ドライエリア、ヒロティ、大規模ビット	80%	80%	80%（大規模ビットを除
外部階段、吹抜け（柱・梁あり）	70%	70%	70%
バルコニー、外部廊下、吹抜け（その	50%	50%	50%

表Ａ１－３ 枠組本足場の設置の標準

建枠寸法	板付布枠	規模・仕上げ
1200枠	500布枠×2枚	鉄筋コンクリート造外壁タイル等（6階建て以上）
900枠	500+240布枠	鉄筋コンクリート造外壁タイル等（5階建て以下） 鉄筋コンクリート造外壁吹付け仕上げ程度（2階建て以上） 鉄骨造外壁パネル・スレート張り（2階建て以上）
600枠	500枠×1枚	鉄筋コンクリート造外壁吹き付け仕上げ程度（平屋建て） 鉄骨造外壁パネル・スレート張り（2階建て以上）

（注）１．階高は、４ｍ程度とする。

２．建枠及び板付布枠の単位寸法は、mmとする。

３．地下階の外部足場は、建枠600枠、板付布枠500×1枚とする。

表 A 1－4 足場平均存置日数（建築面積 750㎡程度）

階数	平均存置日数及び算定式	備考
1	109	
2	131	
3	153	
4	175	
5	197	
6	219	
7	241	
8	263	
算定式（RC 造）	$22N + 87$	

（注）1. N は階数を示す。

2. 特殊な建物等（階高が著しく高く、コンクリート打設が２回以上になる等）の場合は、別途考慮する。

表 A 1－5 建築面積の大小による補正係数

建築面積（㎡）	300	450	750	1000
対象範囲（㎡）	～375未満	375～ 575未満	575～ 925未満	925～ 1,250未満
補正係数	0.90	0.95	1.00	1.05

建築面積（㎡）	1500	2000	3000
対象範囲（㎡）	1,250～ 1,875未満	1,875～ 2,500未満	2,500～ 3,750程度
補正係数	1.10	1.20	1.30

（注）補正係数は足場平均存置日数に乗じる。

第２項 土工

１ 単価及び価格

（１）根切り

ア 施工範囲が狭隘な部位で標準的な土工機械が搬入できない場合は、小規模土工を適用する。

（２）埋戻し

ア 機械による施工が困難な場合や、少量で機械による施工が割高になる（土工機械運搬を含んだ価格）場合は、人力土工を適用する。

イ 施工範囲が狭隘な部位で標準的な土工機械が搬入できない場合は、小規模土工を適用する。

（３）盛土

ア 盛土が人力による場合は、単価基準の「第２編 第１章 第２節 表Ａ１－２－２」を適用する。

イ 盛土には、標準仕様書による 300mm 程度毎の転圧（水締め共）を含む。

（４）床付け

ア 根切りが機械施工の場合に計上する。なお、人力土工及び小規模土工による根切りには床付けが含まれているので計上しない。

（５）杭間ざらい

ア 根切りを機械施工で行う場合に計上する。また、人力土工の場合は根切りに含まれているので計上しない。

（６）積込み

ア 人力土工（積込み）は 2 t ダンプトラック程度までとする。

イ 積込みは、仮置き場に堆積した土をダンプトラックに積込む場合に適用する。

（７）山留め

ア 山留めは、施工条件明示により物価資料の掲載価格又は専門工事業者からの見積価格等を参考に定める。

（８）排水（水替え）

ア 排水（水替え）は、施工条件明示により物価資料の掲載価格又は専門工事業者からの見積価格等を参考に定める。

（９）建設発生土運搬

ア 敷地内の指定された場所に仮置きする場合は、場内運搬を計上する。

イ 運搬経路における D I D 区間は有りを選定する。

ウ 原則として運搬距離は積込み場所から以下のとおり、「川崎市建設副産物取扱要綱」による別表第１により指定された処分地及び中継ヤードまでの直線距離とする。

（参考）「川崎市建設副産物取扱要綱」別表第１（第４条第２項関係）

名称	所在地
浮島処分地	川崎市川崎区浮島町 523-1 番地先
浮島中継ヤード	川崎市川崎区浮島町 410 番地内
建設資源広域利用センター受入地	（株）建設資源広域利用センターの受入地で 契約図書指定の受入地

（１０）建設発生土処理

ア 受入地で養生等を行う場合は、必要に応じて土工機械の運転及び運搬に係る費用を計上する。

（１１）軽油の価格

ア 土工事における掘削等のために使用する建設機械（ブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル等）の軽油の価格は、軽油引取税を除いた価格を計上する。

（１２）その他

ア 埋戻し及び盛土で搬入土を使用する場合は、種別「Ａ種」及び「Ｄ種」を除き、原則、積込み及び運搬に係る費用を計上する。

第３項 地業

１ 単価及び価格

（１）場所打ちコンクリート杭地業材料

ア コンクリート材料単価は、単価基準によるほか本運用の「第５項 コンクリート」による。

（２）杭頭処理

ア 杭径が 600mm を超える既製コンクリート杭の杭頭処理費は、標準歩掛りを補正する。

イ 場所打ちコンクリート杭の杭頭処理費は、人力施工及び人力積込みとする。ただし、杭本数が多い場合は機械積込みを考慮する。

ウ 特定埋込杭の杭頭処理において、杭頭を切断する場合は、単価基準「第２編第１章第３節表Ａ１－３－１」による。

（３）既製コンクリート杭杭頭補強

ア 専門工事業者の見積価格等を参考にする。

（４）発生材処理

ア 建設汚泥を含む建設発生土は、ほかの建設発生土と区別して計上する。

（５）捨コンクリート

ア コンクリート材料単価は、単価基準によるほか、本運用の「第５項 コンクリート」による。

ただし、構造体強度補正值によるコンクリート強度の補正を行わない。

第４項 鉄筋

１ 単価及び価格

（１）鉄筋加工組立

ア．工場管理費は、中間値（４０％）を標準とする。なお、地域性などにより実状が異なる場合は、この限りでない。

イ．RCラーム構造階高 3.5～4.0m 程度 形状単純の加工及び組立において細物とはD16 以下、太物とはD19 以上とする。また、太物と細物の構成比は 40:60 程度を標準とする。

ウ．鉄筋現場加工・組立は、鉄筋工場加工・組立のベース単価の歩掛りを用い、労務歩掛り（工場加工相当分）に１．２０を乗じるとともに、工場管理費は含めないで算定する。なお、これによりがたい場合は専門工事業者の見積価格等による。

エ．梁貫通孔補強鉄筋現場加工は、梁貫通孔補強鉄筋工場加工の標準歩掛りを用い、労務歩掛りに太物は１．５８、細物は１．３８を乗じるとともに、工場管理費を含めないで算定する。なお、これによりがたい場合は専門工事業者の見積価格等による。

オ．鉄筋加工組立 S 造床板は、鉄骨造で床板がデッキプレート等を使用したコンクリート床板の場合に使用する。

カ．鉄筋加工組立 小型構造物は、雑工作物の擁壁、囲障基礎及び門等に使用する。ただし、連続する擁壁等を施工する場合は、単位施工単価の鉄筋コンクリート造壁式構造を適用する。

（２）鉄筋運搬

鉄筋運搬用トラックの規格は１０ｔ車を標準とする。

ただし、建築構造物の規模や敷地条件等により４ｔ車を考慮する。

（３）ガス圧接

アセチレン及び酸素について、物価資料に掲載されている都市以外の単価の把握が困難な場合においては、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる（離島や遠方等で実態が異なる場合は除く）。

第５項 コンクリート

１ 単価及び価格

（１）コンクリート材料単価

ア 設計基準強度（ F_c ）に対応した材料単価とする。

（２）構造体強度補正

ア 補正の対象となるコンクリート数量に、調合管理強度による材料単価と設計基準強度（ F_c ）による材料単価の差額との積で算出した価格を計上する。

なお、調合管理強度とは、設計基準強度（ F_c ）にセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温に応じて定められた構造体強度補正值（ S ）を加えた強度をいう。

（３）コンクリート打設費

ア コンクリート打設費は、打設手間及びポンプ圧送費を言う。

イ ポンプ圧送における圧送基本料金および圧送回数は、ポンプ車 1 台の 1 日あたりの最大打設量を 150 m^3 とし算定する。

（４）コンクリートポンプ圧送費の算定

ア 1 回当たりの打設量に対応してコンクリートポンプ圧送単価及びコンクリート圧送基本料金を選定し、以下のとおり 1 回当たりのポンプ圧送費を算定する。

なお、設計書には、その合計をコンクリートポンプ圧送費として一式計上するものとする。

1 回当たりのポンプ圧送費

＝（1 回当たりの打設量×コンクリートポンプ圧送料金）＋コンクリートポンプ圧送基本料金

第６項 型枠

１ 一般事項

（１）型枠材（丸パイプ及びパイプサポート類も含む）は型枠業者が回収する。

（２）型枠組立解体時に発生した鉄線、釘類及び端材の処理費は、共通仮設費の屋外整理清掃費に含まれる。

（３）以下は単位施工単価に含まれる。

ア コンクリート打設時の型枠点検及び保守

イ せき板、緊張材、支保材（補助サポート含）、はく離剤、簡易な目地棒（水切り目地等）・面木（打放し）（目地棒（化粧目地、打継目地、誘発目地）、大面木は含まない）。

ウ 工場加工及び現場加工並びに現場施工

２ 単価及び価格

（１）合板型枠

ア 埋め殺しの場合は、単位施工単価及び補正単位施工単価を適用しない。

イ 型枠の転用率が低い場合等は、小型構造物用型枠を使用する。

なお、連続する擁壁等を施工する場合は、単位施工単価及び補正単位施工単価の壁式構造（基礎部または地上軸部）を適用する。

ウ 普通型枠にコーンを使用する場合、普通型枠にコーンを加算する。また、コーン処理を別途加算する。

（２）型枠運搬

ア 型枠運搬用トラックの規格は４ｔ車を標準とする。

ただし、建築構造物の規模や敷地条件等により１０ｔ車を考慮する。

（３）その他

ア 特殊な型枠を使用する場合は物価資料による掲載価格又は専門工事業者の見積価格等により算出する。

第７項 鉄骨

１ 一般事項

（１）現場建方における低層とは平屋建（１節＝１～３階程度）とし、中層とは６階建程度（２節＝４～６階程度）とする。

２ 単価及び価格

（１）鋼材単価

ア 鋼材単価は、製造業者の直接販売価格、又はその他の取引価格（市中価格）による。

なお、製造業者の直接販売価格については規格等に応じた費用（エキストラ価格）を加算する。

【鋼材単価算出例】

SN400A CT-200×200×8×12 長さ18.5m の場合

ベース価格 H形鋼製造業者の直接販売価格（無規格200以下）

エキストラ価格 規格エキストラ（SN400A加算）

寸法エキストラ（長さ加算）

加工エキストラ（CT形鋼加算）等

上記のベース価格とエキストラ価格を加算する

イ ベース価格の区分は表A7-1による。

ウ エキストラ価格は表A7-2により区分し、物価資料の掲載価格による。

エ スクラップ単価は、物価資料の記載価格のうち規格「鉄屑 ヘビー H2」とする。

なお、鋼材屑等のスクラップ数量は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とする。

（２）工場加工組立

ア 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格によることができる。

（３）揚重機械器具

ア 本運用「第４編 第２章 第１項」より、共通仮設費に計上する。

イ 機種選定は作業エリアからの最大作業半径と吊上荷重（最上階の１ピース最大質量）により決定する。

（４）工場塗装

ア 専門工事業者の見積価格等を参考にする。ただし、これによりがたい場合は単価基準第１編３で規定される標準歩掛りの他に協議会歩掛りによる。

表Ａ７－１ ベース価格区分表

鋼材種別	適用条件	市中価格	製造業者の 直接販売価格
H形鋼 溝形鋼 I形鋼 等辺山形鋼 外法H形鋼	数量にかかわらず	S S 400 規格品	左記以外の規格品
		—	全ての規格品
不等辺山形鋼 平鋼 軽量形鋼	数量にかかわらず	全ての規格品	—
		S S C 4 0 0 相当品	
鋼板（切板）	数量にかかわらず	S S 4 0 0 規格品	左記以外の規格品
一般構造用炭素鋼鋼管	—	S T K 4 0 0 の規格品	左記以外の規格品

表Ａ７－２ エキストラ価格区分表

鋼材種別	対象エキストラ
H形鋼 外法H形鋼	１．規格エキストラ ２．寸法エキストラ（長さ・サイズ・極厚） ３．加工エキストラ（C T形鋼・ショット）
溝形鋼 I形鋼	１．規格エキストラ ２．寸法エキストラ
等辺山形鋼	１．規格エキストラ
一般構造用炭素鋼鋼管	１．規格エキストラ ２．外径エキストラ ３．寸法エキストラ
鋼板（切板）	１．規格エキストラ ２．板厚エキストラ ３．単質別、形状別エキストラ ４．切断エキストラ ５．孔あけ加工エキストラ ６．面取り加工エキストラ ７．開先加工エキストラ ８．マーキングエキストラ ９．スニップ・スカラップエキストラ １０．材料検査エキストラ

第８項 既製コンクリート

１ 単価及び価格

（１）コンクリートブロック帳壁

ア 単価基準の内壁コンクリートブロック帳壁及び外壁コンクリートブロック帳壁は、縦遣方、モルタル充填及び鉄筋等も含む。

第９項 防水

１ 単価及び価格

（１）アスファルト防水

- ア 防水押え金物は市場単価には含まれていないため、別途計上する。
- イ AI-2（密着断熱工法）の市場単価に含まれる断熱材の厚みは、25 mmとする。

第１０項 タイル

１ 単価及び価格

（１）外装壁タイル張り

- ア 外装壁タイル張りは、専門工事業者の見積価格等を参考にする。ただし、施工規模等を勘案して参考歩掛り 表RA-11-1～表RA-11-5によることができる。

（２）壁タイル先付け

- ア PC版にタイルを先付けする場合は、科目別内訳書のタイルにタイル材のみを計上し張り手間はPC版にて計上する。

第１１項 屋根及びとい

１ 単価及び価格

（１）長尺金属板葺

- ア 専門工事業者の見積価格等を参考にする。ただし、施工規模等を勘案して参考歩掛り 表RA-13-1によることができる。

第１２項 金属

１ 単価及び価格

（１）屋内天井下地補強

- ア 天井のふところ高さが1.5 m以上の場合は、特記に応じた補強の費用を単価基準「第２編 第１章 第１４節 表A1-14-5 軽量鉄骨天井下地」に加算する。

第１３項 左官

１ 単価及び価格

（１）各種モルタル塗り

- ア 塗り厚さや塗り幅、塗り高さが著しく異なる場合は、材料および塗り回数による補正をする。

第１４項 建具

１ 単価及び価格

（１）金属製建具

ア 金属製建具は、製品代をカタログまたは物価資料の掲載価格による場合は、取付手間は、参考歩掛り表ＲＡ－１６－１からＲＡ－１６－５によることができる。

（２）木製建具

ア 公共建築木造工事標準仕様書を適用する場合は、木製建具における木製枠の部分を、木工事として計上するものとする。

（３）ガラス

ア ガラスとめ材にガスケットを使用する場合は、参考歩掛り 表ＲＡ－１６－１９によることができる。

イ ガラスのとめ材の数量は、個々のガラスの周長とする。ただし、ガラスの形状が正方形又は長方形の場合は、表Ａ１４－２による。

表Ａ１４－２ ガラスの大きさと㎡当たり周長

ガラスの規格 (㎡以下)	0.74	2.18	4.45	6.81	9.09	11.36
平均周囲 (m/㎡)	4.65	3.38	2.23	1.71	1.43	1.25

第１５項 塗装

１ 単価及び価格

（１）仕上げ塗料塗り

ア 単価基準及び本運用に定めのない細幅物（糸幅３００mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「０．４（係数）」を乗じて算定する。

第１６項 内外装

１ 単価及び価格

（１）床仕上げ材張り

ア 完成時の清掃および樹脂ワックス掛けは直接仮設の整理清掃後片付けに含む。

（２）壁せっこうボード張り

ア 継目処理工法による施工の場合は、突付け工法に対して単価基準「第２編 第１章 第１８節 表Ａ１－１８－８」の「せっこうボード継目処理」の単価を加算する。

（３）壁紙張り

ア 壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。リピートサイズの大きな模様の場合は適宜補正する。

（４）天井壁紙張り

ア 天井壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。
リピートサイズの大きな模様の場合は適宜補正する。

第１７項 仕上ユニット

１ 単価及び価格

（１）床目地棒

ア 単価基準「第２編 第１章 第１９節 表Ａ１－１９－１」は、「建築工事標準詳細図４－３
１－２（目地棒）」に対応している。

（２）室名札

ア 単価基準「第２編 第１章 第１９節 表Ａ１－１９－３」は、「建築工事標準詳細図８－４
３－１（室名札（平付け型）」）に対応している。

（３）厨房器具

ア 単価基準「第２編 第１章 第１９節 表Ａ１－１９－４」は、「建築工事標準詳細図６－１
１－１（湯沸室器具配置）」に対応している。

第１８項 排水

１ 一般事項

（１）建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場、歩道等の排水工事に適用する。また、歩掛りには
土工事及び建設発生土処理（敷き均し）を含む。

２ 単価及び価格

（１）排水工事

ア 縁石及びＬ形側溝は、参考歩掛り 表ＲＡ－２０－１及び表ＲＡ－２０－２による。

イ Ｕ形側溝の協議会歩掛りを参考にすることは、歩掛りに蓋は含まれていないため、別途加算
する。また、歩掛りには土工事及び建設発生土処理（敷き均し）を含む。

第１９項 構内舗装

１ 一般事項

（１）建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場及び歩道等の１施工区画の面積が２，５００㎡未
満の場合に適用する。

２ 単価及び価格

（１）アスファルト舗装

ア 単価は１区画の施工規模とする。（舗装部分が建物等によって分離している場合や縁石等によ
って区分されている場合は、それぞれ１区画の施工規模とする。）

なお、幅の狭い歩道等で人力施工となる場合は、「特に狭い場所」を適用する。

（２） 舗装機械運搬

ア 機械の機種組み合わせは、表Ａ１９－１による。

表Ａ１９－１ 施工規模別舗装機械運搬組合せ

機 械 名	規 格	施工規模			
		特に狭い 場所	500 ㎡未満	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	1,000 ㎡以上 2,500 ㎡未満
モータ [＊] レーダ [＊]	油圧式 3.1m		○	○	○
振動ローラ	2.4～2.8t	○	○	○	○
タイヤローラ	8～20t			○	○
ロード [＊] ローラ	マカダ [＊] ム 10t			○	○
アスファルトフィニッシャ	2.0～4.5m		○	○	○

第２０項 植栽

１ 一般事項

- （１） 建築工事における構内植栽工事に適用する。また、屋上緑化に関しては植栽工事と区別して計上する。
- （２） 屋上緑化のうち「屋上緑化システム」の樹木費、植付け及び支柱に関する費用は、単価基準により計上する。
- （３） 屋上緑化のうち「屋上緑化軽量システム」に関しては樹木費を含めたユニットとして計上する。

２ 単価及び価格

（１） 樹木費

ア 樹木費については、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずる対象（歩掛りの区分：労以外）とする。

（２） 植付け

ア 単価基準「第２編 第１章 第２２節」による植付けには、植穴掘り、植付け、埋戻し及び養生までを含む。

第３章 改修工事

第１項 仮設（改修）

１ 一般事項

- （１）設計書の直接仮設工事の各細目の金額は、特別な仮設を除き、任意仮設であるため原則としてそれぞれ一式計上する。（別紙明細にて作成し金額の端数処理は行わない。）
- なお、設計変更に伴う工事費の変更は、原則として、施工条件の変更が伴う場合若しくは、指定仮設で設計図書により記載内容が変更された場合とする。
- （２）外部足場は、手すり先行方式枠組本足場を標準とする。

２ 単価及び価格

（１）養生・整理清掃後片付け

（内部改修）

ア 塗装塗り替え程度は、単価基準のほかに既存仕上げ材（モルタルやボード等）を撤去せずに塗装材の改修をする場合も適用する。

（２）枠組本足場

ア 外壁改修等で外部足場を使用する場合には、単価基準の新営工事単価による。

イ 枠組本足場の設置の標準は、**表Ａ２０－１**により選定する。

ウ 枠組本足場の設計供用日数は、施工条件明示により算定する。

（３）内部仕上足場

ア 内部仕上足場は、「脚立足場 階高４．０ｍ以下」を標準とする。ただし、階高が高い（階高４．０ｍ超）部位の改修等の場合は、単価基準の新営工事単価による。

（４）災害防止

ア 外部足場に、災害防止が必要な場合は単価基準の新営工事単価による。

イ 災害防止の設計供用日数は、施工条件明示により算定する。

表Ａ２０－１ 枠組本足場の設置の標準

建枠寸法	板付布枠	規模・仕上げ
1200 枠	500 布枠×２枚	外部改修（タイル、モルタルはつり補修程度）（３階建て以上）
900 枠	500＋240 布枠	外壁改修（吹付け、ピンニング程度）（３階建て以上） 外部改修（タイル、モルタルはつり補修程度）（２階建て以下）
600 枠	500 枠×１枚	外壁改修（吹付け、ピンニング程度）（２階建て以下） 防水改修等で昇降用に設置する足場

（注）１．階高は、４ｍ程度とする。

２．建枠及び板付布枠の寸法単位は、mmとする。

第２項 撤去

１ 単価及び価格

（１）コンクリート撤去

- ア 既存との取り合い部におけるカッター入れの有無に留意する。
- イ 施工条件によっては、人力も考慮する。
- ウ 防水押えコンクリート撤去の場合は、撤去後の下地に付着しているコンクリート残存物等のケレン及び清掃を含む。

（２）れんが撤去

- ア コンクリートブレーカーによる撤去を標準とする。既存との取り合い部におけるカッター入れの有無に留意する。
- イ 施工条件によっては、人力も考慮する。

（３）ＣＢ撤去

- ア コンクリートブレーカーによる撤去を標準とする。既存との取り合い部におけるカッター入れの有無に留意する。
- イ 施工条件によっては、人力も考慮する。

（４）金属製建具撤去

- ア 建具周囲のはつり及びカッター入れの計上に留意する。
- イ 単価基準「第２編 第２章 第２節 表Ａ２－２－３７」には、建具周囲のはつり及びカッター入れは含まれていない。

（５）ガラス撤去

- ア 単価基準「第２編 第２章 第２節 表Ａ２－２－３９」には、ガラス廻りシーリングの撤去を含む。

（６）天井合板・ボード撤去

- ア 石膏ボードと他のボードを分けて撤去する場合は、１重張りを２回計上する。

（７）既存防水層撤去

- ア 単価基準「第２編 第２章 第２節 表Ａ２－２－４５」は既存防水層撤去後の下地に付着している防水層残存物等のケレン及び清掃を含む。

（８）建設発生材運搬

- ア 運搬経路におけるＤＩＤ区間は有りを選定する。
- イ 運搬距離は積込み場所から積下ろし場所までの直線距離とする。
なお、積下ろし場所が指定工場及び指定施設（以下、「工場等」という。）の場合は、原則として工事現場最寄りの工場等までの直線距離を標準とする。
- ウ 部分的な改修工事等、発生材の数量が少量の場合には、工事内容および工程に応じダンプトラックを必要運転日分計上する。

第３項 防水改修

１ 単価及び価格

（１）防水層の新設

ア 単価基準によるほか、本運用の新営工事単価による。

（２）防水保護層新設

ア コンクリート打設は、単価基準によるほか、本運用の新営工事単価による。

第４項 外壁改修

１ 単価及び価格

（１）施工数量調査

ア 調査内容は、足場等を使い壁面の直近で行う目視及び打診調査をいい、その報告書の作成を含む。

（２）各種外装材新設

ア タイル及び下地材については単価基準によるほか、本運用の新営工事単価による。

第５項 建具改修

１ 単価及び価格

（１）木製建具、金属製建具及びガラス

ア 単価基準によるほか、本運用の新営工事単価による。

（２）建具廻りシーリング

ア 単価基準によるほか、本運用の新営工事単価による。

第６項 内装改修

１ 単価及び価格

（１）各種内装材新設

ア 各種ボード及び下地材の新設については単価基準によるほか、本運用の新営工事単価による。

第７項 塗装改修

１ 単価及び価格

（１）既存塗膜除去

ア 既存塗膜除去は、単価基準「第２編 第２章 第２節 表Ａ２－２－４４」による。

（２）下地調整

ア 下地調整は、本運用の新営工事単価による。

なお、既存塗膜除去したあとの下地調整の単価である。

（３）素地ごしらえ

ア 素地ごしらえは、第４編第２章第１節第１５項 表Ａ１５－１０による。

（４）錆止め塗装

ア 錆止め塗装は、本運用の新営工事単価による。

（５）仕上げ塗料塗り

ア 仕上げ塗料塗りは、本運用の新営工事単価による。

イ 単価基準及び本運用に定めのない細幅物（糸幅３００mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「０．４（係数）」を乗じて算定する。

第８項 耐震改修

１ 単価及び価格

（１）鉄筋工事

ア 本運用の新営工事単価による。ただし、鉄筋加工組立の細目工種は、耐震改修で使用する場合に標準的な鉄筋と構成比が異なるため単位施工単価（耐震改修用）による。

なお、鉄筋運搬用トラックの規格は４ｔ車を標準とする。

（２）コンクリート工事

ア 本運用の新営工事単価による。

（３）型枠工事

ア 型枠の細目工種は、耐震改修で使用する場合に標準的な型枠と構成比が異なるため単位施工単価（耐震改修用）による。

イ 型枠運搬の細目工種は、本運用の新営工事単価による。

（４）鉄骨工事

ア 本運用の新営工事単価による。

第９項 環境配慮改修

１ 単価及び価格

（１）屋上緑化

ア 本運用の新営工事単価による。

第５編 電気設備工事

第１章 新営工事

第１項 共通工事

１ 単価、価格等

（１）配管工事

- ア 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表 E1-1 による。
- イ 複合単価、市場単価、補正市場単価及び補正単位施工単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。
- ウ ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。
- エ 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。
- オ B S 形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の所要量は、割増しを行わない。
- カ １種金属線ぴの付属品及びボックス類は、別途計上する。
- キ 金属ダクトのつり金具等の支持材は、別途計上する。
- ク 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。
- ケ 位置ボックスは、代表的なボックスに置き換えて計上する。

（２）配線工事

- ア 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表 E 1－2 及び表 E 2－1 による。
- イ 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料、電線等の施工上の迂回等を含む。
- ウ 金属線ぴに収容する配線工事の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。
- エ 長さ 1 m 以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。
- オ 波付硬質合成樹脂管及び線ぴ類については、導入線を計上しない。
- カ 6 0 0 V ポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は 2 C、トリプレックス形は 3 C、カドラプレックス形は 4 C の労務の所要量を適用する。
- キ 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャー及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。
- ク 光ファイバケーブル及び LAN 用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- ケ 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM-FCPEE)の 1 P ～ 3 P の歩掛りは、表 E 1－1－1 4 の 2 C ～ 6 C の所要量を準用する。
- コ 同軸ケーブルの端部に F 型接線等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- サ ライティングダクトの支持材料及び附属品は、別途計上する。

（３）接地工事

- ア 電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第３編第 １章第２節 表１－２－３９ 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は、計上しない。

（４）塗装工事

- ア 塗装は材料の表面積を対象とし、塗り回数など重複計上しない。
イ 外灯用ポール等を現地塗装する場合は、特記の場合のみ計上する。

（５）機器搬入

- ア 搬入機器の質量及び容積は、原則として図面特記又は機器見積りを参考とし算定する。
イ 分割搬入する機器は、分割時の各部材を単体機器とし、質量及び容積を算定する。

（６）土工事等

- ア 土工及び舗装等において建設機械を使用する場合は、当該機械の運搬費を参考歩掛り別表「ＲＡ－２－３９－１」により計上する。
イ 根切り及び埋戻しは、施工範囲の状態（規模や狭隘）を考慮して算出する。
ウ ハンドホールなど、土工事費を含めた合成単価を作成しているものについては、重複計上しない。

（７）コンクリート工事

- ア キュービクル等の機器用基礎は、単価基準の第４編第１章第１節による。

（８）現場打ちマンホール・ハンドホール

- ア 現場打ちマンホール及びハンドホール等の単価の作成については、土工事は単価基準第４編第１章第１節の表Ｍ１－１－７１、土工機械運転は同第８節の表Ｍ１－１－７３、ハンドホール等は、単価標準 第４編第１章第４節 樹類により算出する。

表 Ｅ１－１ 補正市場単価 【配管工事】

細 目	摘 要	単位	備考
ケーブ [＊] ルラック	トレ [＊] 形 ZT 200～600 (1 段目及び 2 段積の 2 段目)	m	
ケーブ [＊] ルラック	はしご形 ZM 400～1000BS	m	
ケーブ [＊] ルラック	はしご形 ZM 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内施設)	m	
ケーブ [＊] ルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内施設)	m	
ケーブ [＊] ルラック	はしご形 AL 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内施設)	m	

表 E 1—2 補正市場単価 【配線工事】

細 目	摘 要	単位	備考
600V 絶縁電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM・IE)管内配線 1.0～1.2、2.6mm	m	
600V 絶縁電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM・IE)管内配線 2.0～3.5mm ² 、150～325mm ²	m	
600V 絶縁電線	600V 二種低圧絶縁電線(HIV)管内配線 1.2～325mm ²	m	
600V 絶縁電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM・IE)PF 管及び CD 管内配線 1.0～325mm ²	m	
600V 絶縁電線	600V 二種低圧絶縁電線(HIV)PF 管及び CD 管内配線 1.2～325mm ²	m	

表 E 2—1 補正単位施工単価 【配線工事】

細 目	摘 要	単位	備考
600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEF) ころがし配線 2.6mm・2C・3C	m	
600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEF) 木造部分にサドル止め又はステップ止め 1.6～2.6mm・2C・3C	m	
600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEF) コンクリート部分にサドル止め（ケーブルラック含む） 1.6～2.6mm・2C・3C	m	
600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEF) ケーブルラック内配線 1.6～2.6mm・2C・3C	m	
600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEF) 管内配線 1.6～2.6mm・2C・3C	m	
600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEF) PF 及び CD 管内配線 1.6～2.6mm・2C・3C	m	
アース線付 600V 絶縁ケーブル	アース線付 600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEFG) ころがし配線 2.0～2.6mm・2C+1.6mm・1C	m	
アース線付 600V 絶縁ケーブル	アース線付 600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEFG) 木造部分にサドル止め又はステップ止め 2.0～2.6mm・2C+1.6mm・1C	m	
アース線付 600V 絶縁ケーブル	アース線付 600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEFG) コンクリート部分にサドル止め（ケーブルラック含む） 2.0～2.6mm・2C+1.6mm・1C	m	
アース線付 600V 絶縁ケーブル	アース線付 600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEFG) ケーブルラック内配線 2.0～2.6mm・2C+1.6mm・1C	m	
アース線付 600V 絶縁ケーブル	アース線付 600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEFG) 管内配線 2.0～2.6mm・2C+1.6mm・1C	m	
アース線付 600V 絶縁ケーブル	アース線付 600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM・EEFG) PF 及び CD 管内配線 2.0～2.6mm・2C+1.6mm・1C	m	

第２項 電力設備工事

１ 単価、価格等

（１）電灯設備

- ア 耐熱形分電盤は、単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－1 5を適用する。
- イ O A盤は、単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－1 5 で算出した人員を、修正表を用いて算定した適用人員と、単価基準 第３編第１章第３節 表E 1－3－1で算出した労務の所要量を加算する。
- ウ 分電盤等の予備回路及び予備スペースに対する労務の所要量は、当該労務の所要量の５０％とする。
- エ リモコンリレー、ターミナルユニット等を壁面及び天井内に取付ける場合は、単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－4を適用し、分電盤類等に組込む場合は、単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－1 6を適用する。
- オ 直管形LED照明器具は参考歩掛り 第３編第２節 表RE 2－8、電球形LED照明器具は、単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－7及び表E 1－2－8を適用する。
- カ 防爆器具及びクリーンルーム用器具は、労務の所要量の割増しを考慮する。

（２）動力設備

- ア 制御盤に単位装置がない回路は、単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－1 5の労務の所要量を適用する。
- イ 負荷が接続されない回路（警報用・操作用含む）に対する労務の所要量は、当該労務の所要量の５０％とする。
- ウ 警報盤の歩掛りは、単価基準 第３編第１章第３節 表E 1－3－7を適用する。

（３）受変電設備

- ア スコット変圧器は、三相変圧器の労務の所要量を適用する。
- イ 前面保守形配電盤（薄形）は、単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－2 1の労務の所要量を補正して適用する。
なお、受配電盤及びコンデンサ盤は、普通作業員の７０％、低圧盤及び変圧器盤は電工及び普通作業員の５０％を労務の所要量とする。
- ウ 油入変圧器５００kVA以上、モールド変圧器１５０kVA以上の場合は、ダイヤル温度計を加算する。また、必要に応じて移動車輪及び防振ゴムを加算する。
- エ 高圧コンデンサの労務の所要量は、放電コイルが附属している場合も適用する。
- オ 高圧機器は１個の労務の所要量を示すので、計器用変流器（CT）など２個１組の場合は歩掛りを２倍する。

（４）地中線路

- ア 掘削、埋戻し及び埋設シートは、別途計上する。

第３項 通信・情報設備工事

１ 単価、価格等

（１）構内交換設備

ア 集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。

（２）情報表示・拡声設備

ア アナログ子時計及びデジタル子時計が天井つり下げ形又はブラケット形の場合は、壁掛形の所要量を適用する。

（３）誘導支援設備

ア トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第３編第１章第３節 表E 1－3－7を適用する。

（４）火災報知設備

ア 防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。

（５）テレビ電波障害防除設備

ア 対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。
なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあっては、別途計上する。

第２章 改修工事

第１項 共通工事（改修）

１ 単価、価格等

（１）単価の適用

- ア 外構関連（架空線路、地中線路、接地工事）及び撤去に関しては改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。

（２）仮設

- ア 高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。

（３）調査

- ア 非破壊検査、絶縁油分析調査、既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。

（４）配線工事

- ア 配線引抜き後、空配管となった場合は、図面特記により導入線を計上する。

（５）結線

- ア 分電盤・制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。
なお、結線費は単価基準 第３編第１章第２節 表E 1－2－1 5 の労務の所要量の５０％とする。
- イ 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。
- ウ スイッチ等の既存機器に光ファイバーケーブル及びLAN 用ケーブル（UTP）を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。
- エ 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F型接栓を計上する。

（６）取外し再取付け

- ア 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。
- イ 主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。

（７）仮設備

- ア 停電、設備システムの機能停止等が困難な場合に、既存の設備機能等を維持させるための設備が必要な場合は、仮設備を計上する。

- イ 仮設備に使用する仮設材費の単価については、「単価基準 第１編 ２ 単価及び価格の算定（２）複合単価 二 仮設材費」に『仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。』と規定されており、原則として損料率を算出して仮設材費を適切に算定し、労務費を計上する。
- ウ 短期間（３ヶ月程度）で同一業者が撤去する場合には、新品の材料で施工するとは限らないため、配管、ボックス類、幹線ケーブル等の複合単価、市場単価及び補正市場単価を７０％※に低減して適用することができる。ただし、転用する事が困難な分岐電線・ケーブル及び合成樹脂管等の材料については全損扱いとし、計上ことができる。

※【公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 第１編第２章第１４節仮整備工事２．１４．２仮設備に使用する機材等】で、「電線、配管等の材料は、使用上差支えのない程度の電氣的性能、機械的強度を有するものとする。」と規定されており、新品ではなくてもよいとされる。よって、材料に対して損耗、転用回数等を考慮した低減を行い、労務（労務は、図面特記がないかぎり低減等はおこなわない。）を加算した単価を採用することとした。また、複合単価、市場単価及び補正市場単価にこの率を乗じて算出することで、積算の省力化を目的にしている。

- エ 原則として見積等による賃借料をもって仮設材費とするものは次による。
 - ① 変圧器類
 - ② 発電機類
 - ③ 配電盤類
 - ④ 通信・情報機器類
 - ⑤ その他の仮設備機器
- オ 仮設備を運転するに当たって、燃料が必要な場合は別途計上する。

第２項 電力設備工事（改修）

１ 単価、価格等 （１）電灯設備

- ア 照明器具の一時的な取外し再取付け又は照明器具の改修工事において、既設位置へ取付け時の墨出しの軽減、既存つりボルトの活用が可能な場合は、雑材料及び労務の所要量を実状に応じて低減することができる。

第３項 撤去工事

１ 単価、価格等 （１）発生材処理

- ア 発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。
- イ 発生材の積み込み、運搬及び処分に適用する。

第４項 機器搬出

１ 単価、価格等

- （１）分割搬出する機器は、分割時の各部材を単体の機器とし、質量及び容積を算定する。
- （２）大型機器の撤去において一体で搬出できない場合は、分割するための切断費又は分解費を計上する。

第５項 はつり工事

１ 単価、価格等

- （１）単価基準のはつり工の労務の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積、溝はつりの幅×深さの各項目の直近上位の値を採用する。
- （２）コア抜き及び溝はつり等を行う場合に適用し、労務の所要量には補修を含む。

第６編 機械設備工事

第１章 新営工事

第１項 共通工事

１ 単価、価格等

（１）配管工事

- ア 外壁や屋上の配管は、「屋内一般配管」として扱い、配管支持架台は別途計上する。
- イ 屋内の地中埋設配管は、施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。
- ウ 配管の単価は、定尺の管単価を定尺長さで除したものとする。
- エ 次の配管の歩掛りは、協議会歩掛りによる。
- ・ 給水 塩ビライニング鋼管（SGP-V D）
（単価基準 表M1-1-9以外の施工箇所）
 - ・ 給水 ポリ粉体ライニング鋼管（SGP-P D）
（単価基準 表M1-1-3以外の施工箇所）
 - ・ 給湯 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管（HTVP）
（給水 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管（HTVP）を準用）
 - ・ プロパン・消火・排水 ポリエチレン被覆鋼管
 - ・ 水道用ポリエチレン管
- オ 特記仕様書等にて、ねじ込み及びMDジョイント等、複数の施工方法が併記された場合は、口径毎に安価な単価を用いる。
- カ 外壁から第一桝までの排水管は屋内扱いとし、上流部の施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。

（２）配管附属品

- ア 耐火二層管において、特記により伸縮管継手を設置する場合はその伸縮管継手（材工共）を別途計上する。また、必要に応じ、配管固定金物を別途計上する。
- なお、伸縮管継手の歩掛りは同一呼び径のバタフライ弁に準ずる。
- イ メカニカル形ステンレス鋼弁の歩掛りは、仕切弁の歩掛りの配管工の所要数を８０％として準用する。

（３）保温工事

- ア 保温工事の細目工種は、公共建築工事積算基準等資料に定められた参考歩掛り及び表M1-1～表M1-3による。
- イ 冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装は、協議会歩掛りによる。
- ウ 弁類保温（単価基準 表M1-1-58）に用いる材料のグラスウール保温帯は、アルミガラスクロス化粧付きグラスウール保温帯を代用することができる。
- エ 弁類保温に用いる材料のステンレス鋼板の板厚は、0.3mmを代用することができる。

（４）塗装・防錆工事及び防食措置

ア 単価基準の「文字標識等」において「建物延べ面積」は、事務庁舎に対する数値であり、研究所等のように空調及び衛生等の機器が事務庁舎に比較して多いときは、割増しを考慮する。

（５）機器搬入

ア 分割して搬入する機器は、分割時の各部材を１個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行なう。

イ 機器の質量及び容積は、価格算定時に参考とした製造業者の値とする。

ウ 契約図書で単価基準 表M1－1－67に設定される揚重機16tでは不足する条件が明示される場合、搬入基準単価から揚重機分を差引き、適切な揚重機の所要量を別途に計上する。

（６）総合調整

ア パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機は、総合調整費の算定対象としない。

イ 主機械室が無く、熱源機器を屋上露出にて設置する場合も、主機械室内機器として扱う。

ウ 総合調整費の算定対象としない配管系統は、直接暖房用蒸気管、空気抜管、排水通気管、油管、冷媒管、ドレン管、水抜管および膨張管並びに弁装置のバイパス管、水道直結部の給水管及び局所式給湯管とする。

なお、エネルギーセンター等で発生させた蒸気を一般空調系統、直暖系統、衛生系統等で共に供する場合で、これらの蒸気管を系統ごとに選別し難い場合は総合調整費の対象としてもよい。

エ 各階機械室内機器の総合調整費として、コンパクト形空気調和機を選定対象とする。

（７）ポンプ類

ア 深井戸用水中ポンプの揚水管は、標準仕様書では附属品となっているが標準歩掛りに含まれていないため、別途加算する。

イ 小型給水ポンプユニットの据付け歩掛りには、２台のポンプ、加圧タンク及び制御盤を含んでいるものとする。

（８）土工事

ア 機械土工を使用する場合は、バックホウ等の運搬費を参考歩掛り別表RA－2－39－1により計上する。

（９）コンクリート工事・その他

ア 機器用基礎、柵類以外のコンクリート工事は、参考歩掛り表RA－5－8による。

表M1－1 補正市場単価 保温工事（配管） 【グラスウール】

項 目	施 工 箇 所	仕 様	単 位
給水管、排水管、 給湯管及び温水管 （膨張管を含む）	機械室、書庫、倉庫	アルミガラス化粧原紙	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
冷水・冷温水管 （膨張管を含む。）	機械室、書庫、倉庫	アルミガラス化粧原紙	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
蒸気管 （低圧（0.1MPa 未満） の蒸気）	機械室、書庫、倉庫	アルミガラス化粧原紙	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
冷媒管	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
		アルミガラス化粧原紙	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m

（注） １．保温の施工箇所の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。なお、厨房の天井内は含まない。

２．保温の施工箇所の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。

表M1－2 補正市場単価 保温工事（配管） 【ロックウール】

項 目	施 工 箇 所	仕 様	単位
給水管、排水管、 給湯管及び温水管 （膨張管を含む）	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
		アルミガラス化粧原紙	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
		アルミガラスクロス化粧保温筒	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m
冷水・冷温水管 （膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
		アルミガラス化粧原紙	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m
蒸気管 （低圧（0.1MPa 未満）の 蒸気）	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
		アルミガラス化粧原紙	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
		アルミガラスクロス化粧保温筒	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m
冷媒管	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
		アルミガラス化粧原紙	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m

（注）１．保温の施工箇所の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。なお、厨房の天井内は含まない。

２．保温の施工箇所の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。

表M1－3 補正市場単価 保温工事（配管） 【ポリスチレンフォーム】

項 目	施 工 箇 所	仕 様	単位
給水管、排水管、	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
		アルミガラスクロス化粧保温筒	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m
冷水・冷温水管 （膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m
冷水管（冷水温度 2 ～ 4℃）	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
ブライン管	屋内露出（一般居室、廊下）	合成樹脂製カバー 1	m
		合成樹脂製カバー 2	m
	機械室、書庫、倉庫	アルミガラスクロス	m
	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	アルミガラスクロス	m
	暗渠内（ピット内含む。）	着色アルミガラスクロス	m
	多湿箇所、屋外露出	カラー亜鉛鉄板	m
		溶融アルミニウム亜鉛鉄板	m
		ステンレス鋼板	m

（注） １．保温の施工箇所の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。なお、厨房の天井内は含まない。

２．保温の施工箇所の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。

第２項 空気調和設備工事

１ 単価、価格等

（１）機器設備

- ア 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。
- イ 冷却塔のうち冷却能力が 334kW を超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。
- ウ パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準の第４章第１章第１節１配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。
- エ 地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。
- オ 空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上する。
- カ 軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。
- キ 全熱交換ユニット（カセット形）の歩掛りは、協議会歩掛りによる。

（２）ダクト設備

- ア ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M１－４による。
- イ ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。
- ウ ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。
- エ チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。
なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、１箇所とする。
- オ ダクトのコンクリート壁貫通箇所には、型枠は、特記が無ければ建築工事の区分とする。
- カ 400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM－２－６による。
- キ スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mm を代用することができる。
- ク 鋼板製ダクト（1.6mm）は、参考歩掛り 表RM－２－４による。
- ケ ダクトに用いるフランジ用ガスケットの厚みは、3mm のものは 4mm を、5mm のものは 6mm をそれぞれ代用することができる。

（３）弁装置類

- ア 本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。

表M1－4 補正市場単価 【ダクト工事】

細 目	摘 要	単位	備考
アングルフランジ工法ダクト	低圧ダクト（インサート取付費含む、A+B シール無し）	m ²	
アングルフランジ工法ダクト	排煙ダクト（インサート取付費含む、A+B シール無し）	m ²	
共板フランジ工法ダクト	（インサート取付費含む、A+B シール無し）	m ²	
スパイラルダクト	低圧ダクト（インサート取付費含む）	m	
アングルフランジ工法ダクト	低圧ダクト（インサート取付費含む、A+B シール共）	m ²	
共板フランジ工法ダクト	（インサート取付費含む、A + B シール共）	m ²	
チャンバー	低圧用（インサート取付費別途、シール共）	m ²	
チャンバー	高圧1ダクト用及び高圧2ダクト用、排煙ダクト用（インサート取付費別途、シール無し）	m ²	
組立チャンバー	低圧用（インサート取付費別途、シール共）	m ²	
ボックス	低圧用（インサート取付費別途、シール共）	m ²	
線状吹出用ボックス	低圧用（インサート取付費別途、シール共）	m ²	

第3項 自動制御設備工事

1 一般事項

- （１）自動制御設備は、空気調和設備や衛生設備等の設備システムと密接に関連し高度な専門性を有することから、専門工事業者の見積価格等を参考にする。

2 単価、価格等

（１）自動制御設備

ア 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

イ 中央監視制御装置の形式がⅡ形（簡易形監視制御装置）及びⅢ形（監視制御装置）の中央監視システムは、機器価格等に含まれないソフトウェアの仕様決定を行なうための事前打合せに関する費用として、専門工事業者のエンジニアリング費の見積価格等を参考に計上する。
なお、事前打合せを行なう項目は下記による。

- ・設備機器の動作条件の設定
- ・DDC（ダイレクトデジタルコントローラー）の構成
- ・サマリーグラフの構成等
- ・作表印字の構成等

第４項 給排水衛生設備工事

１ 単価、価格等

（１）衛生器具設備

- ア 衛生器具設備の細目工種は、単価基準及び表M1－5による。ただし、これによりがたい場合は、参考歩掛り又はその組み合わせによる。
- イ 大便器・小便器ユニット等は、ユニットの構成、配管の種類、ケーシングの寸法等を考慮のうえ、製造業者からの材料費及び労務費等の見積価格等を参考にする。

（２）排水設備

- ア ディスポーザーの歩掛りは、ドラムトラップ（铸铁製）８０Aに準ずる。

（３）給湯設備

- ア ヒートポンプ式給湯器の据付は、原則として製造業者の見積価格等を参考にする。見積に依れない場合は、単価基準 表M1－2－11パッケージ形空調機（圧縮機屋外形）の屋外機に、単価基準 表M1－2－4タンク類の密閉形隔膜式膨張タンクの歩掛りを加算した歩掛りで代用する。
- イ 電気温水器の据付は、協議会歩掛りによる。

（４）消火設備

- ア 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。
- イ 複数の消火システムが存在する工事は、原則としてシステム毎に安価な専門工事業者の見積価格等を参考にする。

（５）厨房機器設備

- ア 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

表M1－5 補正市場単価 【衛生器具設備工事】

細 目	摘 要	単位	備考
和風便器	洗浄弁式	組	
和風便器	タンク式（ロータンク）	組	
和風便器耐火カバー		個	

第２章 改修工事

第１項 共通工事（改修）

１ 単価、価格等

（１）仮設工事

- ア 仮設配管等を本工事とする場合、拾い数量は図面からの実数量を計上する。
原則として全損扱いとし、単価の１００％を計上する。

川崎市公共建築工事積算基準等の運用（令和８年８月版）

ただし、仮設期間が短期間（３ヶ月未満程度）で同一業者が撤去する場合など、新品の材料で施工するとは限らないと判断されるときは、計上する配管等（保温は除く）の材料単価を７０％に低減し適用することができる。

（２）配管工事

ア 単価基準の「配管分岐」及び「配管切断」は、既設配管の保温材の撤去を含んだ単価となっている。ただし、閉塞用のプラグは含まれていないので別途計上する。

（３）はつり工事

ア 単価基準のはつり工の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積、溝はつりの幅×深さの各項目毎の直近上位の値を採用する。

第２項 空気調和設備工事（改修）

１ 単価、価格等

（１）ダクト工事

ア 保温を行うダクト端部閉塞は、保温を別途計上する。

イ 長方形ダクトの歩掛り表中の鋼材防錆塗装は工場塗としているため、執務並行改修工事であっても、塗装工所要量は割増しの対象としない。

第３項 給排水衛生設備工事（改修）

１ 単価、価格等

（１）柵類

ア 既設コンクリート柵への接続は、単価基準のインバート改修のほか、手はつり（配管貫通口）を計上する。

第４項 撤去工事

１ 単価、価格等

（１）機器撤去

ア 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒、オイル等の抜取り費・処分費（フロン破壊処理を含む）は、専門工事業者の見積価格等を参考にする。

イ 大型機器の撤去費は、製造業者、専門工事業者等からの見積価格等を参考にする。

ウ 標準歩掛りを用いて撤去する機器の搬出費を算出する場合は、機器搬入費の９０％を機器搬出費相当とする。

なお、再使用するための取外しにおいては、機器搬出費の１００％を機器搬出費相当とする。

エ 冷凍機等の機器の撤去において、一体での搬出ができない場合は、分割するための費用を別途考慮する。

オ 分割して搬出する機器は、分割時の各部材を１個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行なう。

（２）配管・ダクト類

ア 保温の施された配管、ダクト等を撤去する場合は、保温の撤去費用を別途計上する。

イ 弁・継手類の撤去労務費は６５Ａ以上を対象に計上する。

なお、５０Ａ以下は、配管と同時に撤去されるものとし計上しない。

ウ 計器類（温度計、圧力計、風量測定口等）の撤去労務費は、配管やダクトと同時に撤去されるものとし計上しない。

エ ダクト附属品（吹出口、吸込口、ダンパー、たわみ継手等）の撤去は、撤去費用を計上する。ただし、点検口（ダクト用）はチャンバー等と同時に撤去されるものとし計上しない。

（３）柵類

ア 柵を撤去する場合は、土工事を別途計上する。ただし、３００×３００以下の柵の土工事は、接続する配管の延長とし、配管の土工事に含まれるものとみなす。

第７編 昇降機設備工事

第１章 新営工事

第１項 共通工事

１ 一般事項

- （１）昇降機設備工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。

２ 単価、価格等

- （１）昇降機設備は、専門工事業者の見積価格等を参考に価格を決定する。なお、決定に際しては、機械室の有無、定員、停止階、昇降速度、身体障害者付加仕様の有無、監視盤の有無等の仕様及び過去の入札状況等を総合的に考慮する。
- （２）エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備及びエスカレーター設備を同一の工事にて発注する場合は、見積価格等による各設備の直接工事費の合計金額を基に、決定する。

第２章 改修工事

第１項 共通工事

１ 一般事項

- （１）昇降機設備工事の改修工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。

２ 単価、価格等

- （１）昇降機設備は、専門工事業者の見積価格等を参考に価格決定するが、改修内容によっては他工事、刊行物の単価・価格及び改修内容に対する専門工事業者の見積価格等を参考にする。
- （２）エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備及びエスカレーター設備の改修工事を同一の工事にて発注する場合は、見積価格等による各設備の直接工事費の合計金額を基に、決定する。

第２項 撤去工事

１ 一般事項

- （１）昇降機設備工事の撤去工事は、専門工事業者が施工業者となる事から、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。